

第2節 計画の位置付け

国においては、前述のとおり公共施設等の老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取り組みの方向性を明らかにする「行動計画」の策定が求められており、「総合管理計画」がこれに該当します。また、今後、各施設の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」については、「総合管理計画」を踏まえ策定する必要があります。

なお、策定にあたっては第4次多久市総合計画に定める「-緑園に輝く-みんなで創る 文教・安心・交流のまち 多久」の実現に向け、公共施設等を長期的な視点をもって、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置、適正な管理に努めることとします。

【計画イメージ】

